

令和3年11月18日(木) 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	公明党	小口 俊明
副議長	藤田 貴裕	新しい議会	藤江 竜三
自由民主党	遠藤 直弘	
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏	議会運営委員長	高柳貴美代
日本共産党	高原 幸雄		

◇

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲

◇

○協議事項

◎議長挨拶

議題1. 令和3年第4回定例会の議事運営について

2. 国立市議会会議規則の一部改正について(請願書への押印関係)

※ 議員研修について

◎議長挨拶

○【青木健議長】 皆さん、こんにちは。第 4 回定例会前のお忙しい中、会派代表者会議に御出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

コロナウイルス感染者数も少なくなり、ようやく日常の生活に戻り始めてはおりますが、本日も三密防止策をしっかりと、皆さんの御協力の下、進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いをさせていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。



議題 1. 令和 3 年第 4 回定例会の議事運営について

○【青木健議長】 まず、議題 1、第 4 回定例会の議事運営についてでございます。これは、前回の会派代表者会議でお持ち帰りを頂いておりました。1 点目は、一般質問の議員の入替え、説明員の入替えについて、これまでどおり実施していくということについて。2 点目は、事前通告は補正予算のみとし、他の議案は通告制を実施しないということについて。3 点目は、予備日をこれまでどおり設定していくことについてでございます。

この 3 点について、各会派の御意見を伺いたいと思っております。いかがでございましょうか。遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】 議長提案のとおりでいいということで、お願いしたいと思います。

○【小口俊明議員】 やはり、議長から御挨拶のあったとおり、コロナ禍という状況が非常に落ち着きを見せてきているということもあります。我々、議会としても対応して、またここで急激にということではなく、少しずつ、従来どおりの方向性を模索していくと、非常に重要なことだと思いますから、議長の提案のとおり、我々も合意をして進めていく方向でよろしいのかなど、このように思います。

○【高原幸雄議員】 私のほうも、コロナの状況がまだ見通せるような状況にない、減ってきていることは事実ですけれどもね。ですから、これまでの、議長が提案されている中身でよろしいんじゃないかと。

○【重松朋宏議員】 私どもの会派も議長提案のとおりでよろしいと思っております。

ちょっと確認しておきたいんですが、補正予算以外の議案の通告は必要ないということだと思うんですが、従前、初日即決でしたか、最終本会議での追加提案の議案について通告していたと思うんです。それについてはどうなのか、1 点、確認しておきます。

○【青木健議長】 ただいま御質疑がございました初日の即決案件が補正であるということ、それと、最終本会議の追加補正はどうなるんだということですが、いずれも審議日の 2 日前までに事前の通告をしていただきたいということでございます。

○【重松朋宏議員】 補正以外の議案についてはなくなると。

○【青木健議長】 はい。（「なしだよ」と呼ぶ者あり）冒頭より御提案をさせていただいておりますように、今回、私のほうでは、補正とそれ以外の議案ということで分けさせていただいておりますので、補正以外は、通告はございません。

ほか、いかがでしょうか。藤江議員。

○【藤江竜三議員】 私どもも、議長提案どおりでお願いします。

○【青木健議長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの 3 点については、私の提案をさせ

ていただきましたとおりのことによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。では、そのように確認をさせていただきます。

ここで皆さんにお諮りをさせていただきたいのが傍聴の取扱いについてなんですが、これまでは、市民の皆さんに自粛をお願いしてきたんです。ただ、現状の感染者数の減ということを考えると、各施設においても人数制限等々の上限が緩和されてきている中において、これ以上、市民の皆さんに自粛をお願いするということがどうなのかな、もう現段階においてはお願いをしないでもいいのではないかと思いますので、今までどおり、消毒、それから、三密の防止、ソーシャルディスタンス等をお願いをしておりますが、自粛のお願いはしないということで、これはよろしいでしょうか。

傍聴席につきましても、三密を防ぐ意味で、例えば1つ置きに座っていただくとかということについては促させてもらいたいと思いますので、そのような形で、市民の皆さんに対する傍聴の制限ということについては解除をさせていただいてもよろしいでしょうか。小口議員。

○【小口俊明議員】 確認なんですけれども、今、議長からお話のあった国立市議会としての傍聴の自粛のお願いというのは、具体的には、例えばホームページに載せていたですとか、あるいは、問合せがあったときに職員がそう答えるのか、どういう内容でお願いをしていた経過だったのかを確認させてください。

○【内藤議会事務局長】 今、小口議員がおっしゃったとおり、ホームページのほうにも載せさせていただいていますし、そのほか、PRができるところには載せさせていただいている状況でございます。

これを御確認されましたら、そこから、傍聴の自粛をお願いという文章は外させていただきたい。

(「外す」と呼ぶ者あり) はい。ということでございまして、ソーシャルディスタンス等は、しっかり御協力をお願いいたしますという内容に変えると。以上です。

○【小口俊明議員】 ということは、この後、事務的には、記載があった自粛というくんだり全て外すということになるのか、あるいは、何かそれなりに、変化のときには、変わりましたよというアナウンスをするのか、単純にただ外すのか、その辺りの取扱いはどうなんでしょうか。

○【内藤議会事務局長】 今考えておりますのは、もともとが、あくまで自粛のお願いでございますので、その部分を事務的には外させていただくという形を考えております。(「そういう扱い」と呼ぶ者あり) 以上です。

○【青木健議長】 よろしいでしょうか。ただし、消毒、三密防止、ソーシャルディスタンス等については引き続きお願いをしていくこととなりますので、よろしく御理解のほど、お願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのようにさせていただきたいと思います。

次、常任委員会における報告事項の取扱いについてなのですが、これまで、コロナ報告以外は文書報告の取扱いとしておりました。コロナの状況の中でございますが、第4回定例会においては、従前どおり、コロナ報告以外は文書報告の取扱いとさせていただきたいと考えております。いかがでしょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 従前も文書報告としつつ、取扱いについては委員長に一任ということでしたの

で、会議を閉じて質疑を行うなり、別日に委員協議会を行って質疑を行うなりということも含めて、従前のような形で、委員長のほうで、委員会内で取りまとめて決めるという形であればよろしいかなと思います。

○【青木健議長】 ちょっと暫時休憩させてください。

午後 2 時 9 分休憩



午後 2 時 2 2 分再開

○【青木健議長】 では、休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいま、重松議員より、新たな提案として報告事項についての取扱いがございました。この件につきましては、私のほうで受け止めさせていただきまして、新たな提案ということで、再度、皆様方、あるいは議会運営委員会になるのか、ちょっとこれは相談をさせていただきたいと思いますが、提案をさせてもらいたいと思いますので、よろしく御理解のほど、お願いを致します。

それでは、常任委員会の報告事項については、従前のおり、コロナ報告以外は文書報告の取扱いとさせていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほど、お願いをさせていただきます。

本日確認いたしました内容は、新型コロナウイルス感染症の状況が第 4 回定例会まで大きく変わらない場合と御認識いただきたいと思います。今後の状況の変化により、取扱いを変更させていただく場合がございますので、その節は、よろしくお願いを申し上げます。また、その場合には、皆様に御相談、御報告をさせていただきたいと思います。

以上で、議題 1 の第 4 回定例会の議事運営についてを終わらせていただきます。



議題 2. 国立市議会会議規則の一部改正について（請願書への押印関係）

○【青木健議長】 続きまして、2 点目、国立市議会会議規則の一部改正についてを議題とさせていただきます。この件につきましては、議会運営委員会、高柳委員長より御報告をさせていただきます。高柳委員長、どうぞ。

○【高柳貴美代議会運営委員長】 国立市議会会議規則の一部改正（請願書への押印関係）について、議会運営委員会での協議が調いましたので、その経過と結果を御報告させていただきます。

このことにつきまして、会派代表者会議の決定を受けまして、8 月より、4 回の協議を行ってまいりました。その結果として、お手元に御配付の議会運営委員会資料 No. 4 のとおり、改正することを確認しております。また、関連する先例 409 についても改正することを確認しております。

議会運営委員会資料 No. 4 を御覧ください。国立市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表（請願書への押印関係）でございます。「新」の列を御覧ください。第 82 条第 1 項は、請願書の記載事項として、「邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日および請願者の住所を記載し、請願者が署名または記名押印をしなければならない」と規定しており、署名をした場合には押印を省略できることとしております。第 2 項では法人が提出する場合の規定で、第 1 項と同様に、法人の代表者が署名する場合は押印を省略できる規定としていただいております。第 3 項は紹介議員の規定でございますが、文言の整理を行っているところでございます。

続いて、請願・陳情の賛成署名簿に関する先例でございます。議会運営委員会資料 No. 5 を御覧ください。先例 409 の新旧対照表（請願・陳情の賛成署名簿）でございます。現行は、表中の「旧」の列となりますが、「請願・陳情の賛成署名簿については、押印がなくてもサインまたは拇印があれば認

める」としているところでございます。この意義につきましては、会議規則上は記名押印が必要な賛成者について、便宜的に押印がなくても、サイン等で賛成者と認めているところがございます。会議規則が改定された場合、提出要件に自署が追加となります。その点について整理が必要であることから、表中、「新」の列に記載のとおり、「請願・陳情の賛成署名簿については、記名する場合、押印がなくてもサインまたは拇印があれば認める。なお、自署する場合、押印等は不要である」との先例に改めております。

なお、会議規則のうち、欠席等の届出関係につきましては、現在も議会運営委員会において協議を行っているところでございます。調いましたら、改めて御報告させていただき予定でございます。

報告は以上でございます。御協議いただきますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

○【青木健議長】 高柳委員長、ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員長から御報告がございましたとおり、今週16日に開催されました議会運営委員会におきまして、請願書への押印について協議が調ったということでございます。ただいまの御報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、第4回定例会で国立市議会会議規則の一部改正を行うということによろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。なお、一部改正に向け、若干の文言整理がある場合もございますので、御了承いただきたいと思います。提出者等につきましては、議会運営委員会を中心に取りまとめをお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひします。



※ 議員研修について

○【青木健議長】 最後に、議員研修について報告でございます。議員研修につきましては、前回の会派代表者会議において、ハラスメントに関する講義として、講師は議長、副議長に一任とさせていただきます。その後、日程調整等について事務局よりお願ひをしたいと思います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御報告いたします。

日程につきまして、今、事務局のほうでは、1月26日水曜日、27日木曜日、31日月曜日、この3日間の中で調整をしているところでございます。講師は、労働ジャーナリストで職場のハラスメント研究所所長の金子雅臣氏で調整をしているところでございます。1月26日、27日、31日の御予定をよろしくお願ひしたいと存じます。この中で日程が決まり次第、御通知をさせていただき予定でございます。以上でございます。よろしくお願ひを致します。

○【青木健議長】 それでは、日程については1月26日水曜日、27日木曜日、31日月曜日の3日間の中で調整をさせていただいております。また、講師につきましては、職場のハラスメント研究所所長の金子雅臣氏で調整をしているところでございますので、よろしく御理解のほど、お願ひをしたいと思います。

なお、日程が決まり次第、御報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきたいと思ひます。



○【青木健議長】 それでは、全ての議題、報告が終わりました。これをもちまして、閉会させてい

たきます。御協力ありがとうございました。

午後2時30分閉会